

令和 7 年 第 16 回 博 多 区 選 挙 管 理 委 員 会

令和 7 年 8 月 20 日

議 題

1 議題

議案第73号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第74号 在外選挙人名簿に登録する者について

議案第75号 在外選挙人名簿から抹消する者について

2 その他

次回開催について

開催日時 令和 7 年 9 月 1 日 (月) 10 時 00 分～

開催場所 博多区役所 8 階 応接室

議案第73号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年8月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

1 抹消する者の数
1,515人

内 訳

死亡者

89人

市外へ転出後4箇月を経過した者

1,426人

2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり

3 抹消年月日
令和7年8月20日

(根拠)

・公職選挙法第28条の規定による。

抹消者数調

令和7年8月20日
博多区選挙管理委員会

番号	投票区名	抹消者											
		死亡者			転出者			誤載者			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	冷泉	0	1	1	21	10	31	0	0	0	21	11	32
2	奈良屋	0	2	2	51	38	89	0	0	0	51	40	91
3	御供所	0	1	1	8	8	16	0	0	0	8	9	17
4	大浜	0	1	1	27	35	62	0	0	0	27	36	63
5	千代第一	0	1	1	41	37	78	0	0	0	41	38	79
6	千代第二	1	4	5	17	13	30	0	0	0	18	17	35
7	吉塚	3	3	6	28	20	48	0	0	0	31	23	54
8	東吉塚	3	1	4	49	26	75	0	0	0	52	27	79
9	堅粕	2	1	3	56	34	90	0	0	0	58	35	93
10	東光	1	2	3	53	35	88	0	0	0	54	37	91
11	席田	0	0	0	19	9	28	0	0	0	19	9	28
12	月隈	0	6	6	19	10	29	0	0	0	19	16	35
13	東月隈	1	1	2	7	10	17	0	0	0	8	11	19
14	住吉	2	1	3	40	28	68	0	0	0	42	29	71
15	美野島第一	1	0	1	31	20	51	0	0	0	32	20	52
16	美野島第二	1	1	2	25	14	39	0	0	0	26	15	41
17	東住吉	1	2	3	63	53	116	0	0	0	64	55	119
18	春住	3	1	4	44	44	88	0	0	0	47	45	92
19	那珂第一	2	2	4	27	20	47	0	0	0	29	22	51
20	那珂第二	1	1	2	32	20	52	0	0	0	33	21	54
21	那珂第三	4	4	8	20	13	33	0	0	0	24	17	41
22	弥生	1	1	2	9	6	15	0	0	0	10	7	17
23	板付北	3	1	4	5	6	11	0	0	0	8	7	15
24	諸岡	0	1	1	12	6	18	0	0	0	12	7	19
25	板付	2	2	4	24	18	42	0	0	0	26	20	46
26	麦野	0	4	4	27	23	50	0	0	0	27	27	54
27	三筑北	1	1	2	9	7	16	0	0	0	10	8	18
28	三筑南	3	1	4	28	19	47	0	0	0	31	20	51
29	那珂南第一	2	3	5	14	13	27	0	0	0	16	16	32
30	那珂南第二	1	0	1	15	10	25	0	0	0	16	10	26
計		39	50	89	821	605	1,426	0	0	0	860	655	1,515

議案第74号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和7年8月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 登録する者の数
2人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和7年8月20日

(根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

議案第75号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年8月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 抹消する者の数
2人

内 訳

- | | |
|-------------------------------|----|
| ① 住民票が新たに作成された日後4箇月を経過したことによる | 0人 |
| ② 死亡による | 0人 |
| ③ 日本国籍を失ったことによる | 2人 |

- 2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり

- 3 抹消年月日
令和7年8月20日

(根拠)

・公職選挙法第30条の11の規定による。